

令和5年

第1回熊本県後期高齢者医療
広域連合議会定例会会議録

熊本県後期高齢者医療広域連合議会事務局

目 次

1	会議日程	2
2	出席議員	3
3	欠席議員	4
4	説明のため出席した者	4
5	議会事務局職員	4
6	開会	4
7	日程第 1 諸般の報告	4
8	日程第 2 議席の指定	5
9	日程第 3 会期の決定	5
10	日程第 4 会議録署名議員の指名	5
11	日程第 5 から日程第 1 5	5
12	提案理由説明	6
13	質疑・討論・採決	8
14	日程第 1 6 発議第 1 号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報 の保護に関する条例の制定について	11
15	提案理由説明	12
16	質疑・討論・採決	12
17	日程第 1 7 熊本県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補 充員の選挙	12
18	日程第 1 8 議第 1 2 号 熊本県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の 選任同意について	14
19	日程第 1 9 一般質問	16
20	閉会	22

会 議 日 程

令和5年2月6日（月曜日） 午後2時20分開会

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会期の決定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 議第 1号 専決処分の報告及び承認について
「熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更」
- 第 6 議第 2号 専決処分の報告及び承認について
「熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」
- 第 7 議第 3号 専決処分の報告及び承認について
「熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正」
- 第 8 議第 4号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 第 9 議第 5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第10 議第 6号 熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定について
- 第11 議第 7号 熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会条例の制定について
- 第12 議第 8号 令和4年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第13 議第 9号 令和5年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 第14 議第10号 令和5年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 第15 議第11号 熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 発議第1号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 第17 熊本県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 第18 議第12号 熊本県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任同意について
- 第19 一般質問

○

出席議員（39名）

1番	原	亨
4番	安田	康則
5番	高岡	利治
6番	近松	惠美子
7番	服部	香代
8番	緒方	哲郎
9番	藤井	慶峰
10番	小西	涼司
11番	溝見	友一
12番	園田	浩文
14番	来海	恵子
15番	上田	孝
16番	松尾	純久
17番	立山	秀喜
18番	中逸	博光
19番	石原	佳幸
20番	豊瀬	和久
21番	小林	久美子
22番	高橋	周二
23番	渡邊	誠次
24番	市原	正文
25番	本田	生一
26番	堀田	直孝
27番	吉良	清一
28番	藤木	正幸
29番	清崎	輝昭
30番	西村	博則
31番	宮川	安明
33番	三浦	賢治
34番	竹崎	一成
35番	川野	雄一
36番	森本	完一
37番	吉瀬	浩一郎
38番	黒木	龍次
39番	中嶽	弘繼
40番	市岡	智恵
41番	木下	丈二

42番 内山慶治
44番 溝口峰男

欠席議員（5名）

2番 中村博生
3番 松岡隼人
13番 中尾友二
32番 藤澤和生
43番 松谷浩一

説明のため出席した者

広域連合長 大西一史
副広域連合長 荒木泰臣
事務局長 岩崎高児
事務局次長兼事業課長 上野信
事務局次長兼給付課長 大西学
事務局次長兼総務課長 古賀優作

議会事務局職員

議会事務局長 入江常治
書記 吉田正男
書記 中山義崇
書記 高橋朋宏

午後2時20分開会

○原亨 議長

それでは、会議を始めます。

ただいまの出席議員は39名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりですが、日程第5ないし日程第15の議案審議については、まず、提案理由について一括して説明を求め、その後、議案に対する質疑はございませんでしたので、直ちに討論・採決に入ることとさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

日程第1 諸般の報告

○原亨 議長

それでは、これより、日程第1、「諸般の報告」を申し上げます。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による現金出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付し、議会に対する報告といたします。

以上で、諸般の報告は終わります。

_____ ○ _____

日程第2 議席の指定

○原亨 議長

次に、日程第2、「議席の指定」を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第2項の規定により、議長が定めることとなっております。

議員の議席は、ただいま御着席のとおり指定いたします。

_____ ○ _____

日程第3 会期の決定

○原亨 議長

次に、日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原亨 議長

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りに決定をいたしました。

_____ ○ _____

日程第4 会議録署名議員の指名

○原亨 議長

次に、日程第4、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長が指名するようになっております。

5番、高岡利治議員、34番、竹崎一成議員を指名いたします。

_____ ○ _____

日程第 5 議第 1号 専決処分の報告及び承認について

「熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更」

日程第 6 議第 2号 専決処分の報告及び承認について

「熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」

- 日程第 7 議第 3号 専決処分の報告及び承認について
「熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正」
- 日程第 8 議第 4号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 9 議第 5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 10 議第 6号 熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議第 7号 熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 12 議第 8号 令和4年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 13 議第 9号 令和5年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 日程第 14 議第 10号 令和5年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 15 議第 11号 熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○原亨 議長

次に、日程第5ないし日程第15、議案審議を行います。

議第1号ないし議第11号を一括して議題といたします。

議案の朗読はこれを省略し、直ちに上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

_____ ○ _____

○大西一史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○原亨 議長

大西連合長。

_____ ○ _____

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

皆様、こんにちは。広域連合長の西大でございます。提案理由の説明に先立ち、一言、御挨拶申し上げます。

令和5年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用にもかかわらず、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、本県の後期高齢者医療制度につきまして、議員の皆様をはじめ、構成市町村の皆様のご協力により円滑に運営することができておりますことに対しまして、改めて感謝申し上げます。

さて、昨年12月に公表されました「全世代型社会保障構築会議報告書」によりますと、今後も続く「超高齢社会」に備え、社会の持続可能性を高める対応の強化が必要とされたところ です。

後期高齢者医療制度を取り巻く環境としましても、医療費の増大が見込まれる中、現役世代の負担増を抑えるため、10月から一定以上の所得がある後期高齢者の医療費窓口負担割合の見直しが行われたところでございます。

「全ての世代での支え合い」といった基本的な考え方のもと、今後も増加する医療費を公平に支え合う仕組みの構築が必要となっております。

本広域連合におきましては、医療費の適正化につながる保健事業のさらなる推進につきまして、45市町村と連携を図りながら取り組む所存でございます。

議員の皆様には、なお一層の御理解と御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

これより、令和4年度補正予算、令和5年度当初予算のほか、条例改正など、11件の案件について御審議いただきます。

それでは、議第1号から議第11号までの提案理由につきまして、一括して説明をさせていただきます。

まずは、「専決処分の報告及び承認について」でございます。議第1号から議第3号までの議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により定め、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、その承認をお願いするものでございます。

議第1号につきましては、「熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更」でございますが、こちらは、組合を組織する地方公共団体において、当該団体の解散が生じたため、規約の一部を変更するものでございます。

議第2号、「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」及び議第3号、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正」でございますが、こちらは、いずれも人事院勧告等を踏まえ、一般職及び会計年度任用職員の給与等に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、議第4号は、「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」でございますが、こちらは、組合規約に規定する事務から脱退する地方公共団体が生じたことから、事務の変更及び規約の一部変更を行うものでございます。

続きまして、議第5号は、「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」でございます。こちらは、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年の引上げ等を行うため、制定するものでございます。

次に、議第6号、「個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定について」、議第7号、「個人情報保護審査会条例の制定について」でございます。こちらは、いずれも個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、制定するものでございます。議第6号は、開示請求に係る手数料等、同法の施行に関し必要な事項を定めるものであり、議第7号は、

個人情報保護審査会の所掌事務等に関する規定を整備するものでございます。

続きまして、議第8号は、「令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」でございます。主な内容といたしましては、決算見込みによる補正でございます。保険料等負担金、調整交付金等に伴うものとなっております。既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ9,884万4,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を3,042億9,382万6,000円とするものでございます。このほか、令和4年度中に業務委託を必要とする市町等との契約について債務負担行為を定めるものでございます。

続きまして、議第9号及び議第10号について御説明いたします。本件は、地方自治法第211条第1項の規定に基づき、令和5年度の一般会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について、議会の議決をお願いするものでございます。

まず、議第9号、「一般会計予算」について御説明いたします。こちらは、主に広域連合の運営等に関する経費でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,478万2,000円とするものでございます。前年度と比較いたしますと、派遣職員給与等負担金の増などにより、1,183万7,000円、4.68%の増額となっております。

次に、議第10号、「後期高齢者医療特別会計予算」について御説明いたします。こちらは、主に県下、約30万人の被保険者に対する医療給付に係る経費でございます。予算の約98.8%が保険給付費となっております。令和5年度は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,126億458万5,000円とするものでございます。前年度と比較いたしますと、141億3,677万円、4.74%の増額となっております。これは、主に団塊の世代の後期高齢者医療の加入に伴いまして、被保険者数が前年度比で3.3%増加する見込みであることが大きな要因でございます。

次に、議第11号、「後期高齢者医療に関する条例の一部改正」につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、均等割額に係る軽減対象となる所得基準額を引き上げることで令和5年度以降の保険料軽減対象者を拡大するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

○

○原亨 議長

以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、討論及び採決に入ります。

議第1号、「専決処分の報告及び承認について、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更」、議第2号、「専決処分の報告及び承認について、熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」、議第3号、「専決処分の報告及び承認について、熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正」を一括して採決をいたします。

以上、3件については、討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

議第1号ないし議第3号について、原案のとおり承認することに賛成の議員は、御起立を願います。

(賛成者起立)

○原亨 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第1号ないし議第3号は、原案のとおり承認されました。

次に、議第4号、「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」、議第5号、「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、議第6号、「熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定について」、議第7号、「熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会条例の制定について」を一括して採決をいたします。

以上、4件については、討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

議第4号ないし議第7号について、原案のとおり承認することに賛成の議員は、御起立を願います。

(賛成者起立)

○原亨 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第4号ないし議第7号は、原案のとおり承認をされました。

次に、議第8号、「令和4年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を採決いたします。

本件については、討論の通告はございませんでしたので、これより議第8号を採決いたします。

議第8号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立を願います。

(賛成者起立)

○原亨 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第8号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第9号、「令和5年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決いたします。

本件については、討論の通告はございませんでしたので、これより議第9号を採決いたします。

議第9号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立を願います。

(賛成者起立)

○原亨 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第9号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第10号について、小林久美子議員より討論の通告がっておりますので、発言を許します。

なお、討論の発言時間は5分以内でありますので、御承知おき願います。

_____ ○ _____

○小林久美子 議員

議長。

_____ ○ _____

○原亨 議長

小林久美子議員。

_____ ○ _____

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

議第10号、令和5年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論を行います。菊陽町会議員の小林久美子です。

この予算につきましては、令和5年の保険料を前提として提案をされています。そして、被保険者数は、3.3%増を見込んだ予算となっています。

保険料につきましては、制度発足当初から指摘をされていましたが、上がり続ける保険料が現実のものとなっています。また、被保険者のほうは、低所得者が多く、国や県の財政措置が不十分であれば、保険料は上昇することが避けられません。さらに、昨年10月から窓口医療費負担の2倍化が実施をされました。

私も町民の方にいろんな御意見をお聞きしますが、例えば世帯で窓口負担の2倍化といいますと、合計の年収が320万円以上で、課税所得は28万円以上の方が、今まで1割だったものが2割になっています。しかし、例えば、保険料はそれぞれ支払っているのに、世帯になると、例えば奥さんであったら窓口の負担が2割負担になってしまう。保険料は別々に払っているのに、実際、医療費の窓口負担になると自分も2割になってしまうということで、そういうことも矛盾しているのではないかという御意見もいただきました。また、年金が減る中で保険料が値上げになっているので、先行きが不安だ。あと、年金暮らしの高齢者には展望のない世の中になりましたということで、私がお願いしたアンケートにも様々悲痛な声をいただきました。

そういう実態をみまして、後期高齢者の保険料の引上げ、窓口医療自己負担の2倍化などが被保険者の暮らしを圧迫していることを考え、この予算に反対をするものです。以上です。

(小林久美子議員 着席)

○

○原亨 議長

以上で、議第10号について、小林久美子議員の討論は終了いたしました。

これより、議第10号、「令和5年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

議第10号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立を願います。

(賛成者起立)

○原亨 議長

賛成多数と認めます。

よって、議第10号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

これより、議第11号、「熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本件については、討論の通告はございませんでしたので、これより議第11号を採決いたします。

議第11号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立を願います。

(賛成者起立)

○原亨 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第11号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○

日程第16 発議第1号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○原亨 議長

次に、日程第16、議員提出議案、発議第1号、「熊本県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。

本件については、提出者である中逸博光議員に提案理由の説明を求めます。

○

○中逸博光 議員

議長。

○

○原亨 議長

中逸博光議員。

○
(中逸博光議員 登壇)

○中逸博光 議員

今回提出しました発議第1号について御説明いたします。

今回の条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定による個人情報保護法の一部改正に伴い、令和5年4月から全国一律の個人情報保護制度が適用されることを受け、議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものでございます。

以上、議員各位の御賛同を求めたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

(中逸博光議員 着席)

○原亨 議長

以上で、提案理由の説明は終わりました。

発議第1号については、討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

発議第1号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○原亨 議長

全員賛成と認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第17 熊本県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○原亨 議長

次に、日程第17、「熊本県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を行います。

まず、「熊本県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員」4人の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原亨 議長

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選により行うことに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長を務めております私から指名させていただきますと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原亨 議長

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

熊本県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に、熊本市北区鶴羽田2丁目、森田惟信さん、次に、熊本市中央区帯山4丁目、那須賢兒さん、次に、熊本市東区若葉6丁目、氷室雄一郎さん、次に、熊本市西区新土河原1丁目、東祗代さんを指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま指名をいたしました方々を熊本県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原亨 議長

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々が熊本県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に当選をされました。

次に、熊本県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員の補充員の4人の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原亨 議長

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選により行うことに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長を務めております私から指名させていただきますと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原亨 議長

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。補充員の補欠順序につきましては、指名の順序によることにしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原亨 議長

御異議なしと認めます。

よって、補充員の補欠順序は、指名の順序によることと決定をいたしました。

熊本県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員の補充員に、熊本市中央区水前寺1丁目、田上美智子さん、熊本市東区秋津町秋田、池田泰紀さん、熊本市北区兎谷1丁目、平山建昭さん、次に、熊本市南区内田町、出永しおりさんを指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま指名をいたしました方々を熊本県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員の補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原亨 議長

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々が熊本県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員の補充員に当選をされました。

_____ ○ _____

日程第18 議第12号 熊本県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任同意について

○原亨 議長

これより、日程第18、議第12号、「熊本県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任同意について」、議題といたします。

本件について、提案理由を求めます。

_____ ○ _____

○大西一史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○原亨 議長

大西連合長。

_____ ○ _____

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議第12号について御説明いたします。

本件は、副広域連合長の荒木泰臣氏の任期が令和5年2月10日をもちまして満了とな

りますことから、広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、改めて同氏を副広域連合長に選任しようとするものであります。

荒木氏は、嘉島町長として、また、全国町村会会長及び熊本県町村会会長として、地方行政に精通しておられますとともに、当広域連合設立当初から継続して副広域連合長として御尽力いただいております、人格・識見ともに副広域連合長として適任であると存じますので、選任同意をお願いする次第であります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

_____ ○ _____

○原亨 議長

これより、議第12号を採決いたします。

議第12号については、原案のとおり同意することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○原亨 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第12号は、原案のとおり同意をされました。

ただいま選任されました、荒木泰臣副広域連合長から挨拶の申し出がっておりますので、これを許可します。

_____ ○ _____

○荒木泰臣 副広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○原亨 議長

荒木泰臣副広域連合長。

_____ ○ _____

(荒木泰臣副広域連合長 登壇)

○荒木泰臣 副広域連合長

皆様、こんにちは。ただいま、副広域連合長の選任につきまして、皆様方から同意をいただきました、嘉島町長の荒木泰臣でございます。引き続き、副広域連合長に就任するに当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

皆様御承知のとおり、後期高齢者医療制度は、高齢者の皆様が安心して必要な医療の提供を受けるための大変重要な制度であります。

施行から15年が経過し、現在では、高齢者医療における制度として定着し、安定的な制度運営が図られていると感じております。

私も副広域連合長として、大西広域連合長を補佐し、本広域連合の円滑な運営に努めていく所存でありますので、議員の皆様におかれましては、なお一層の御指導と御協力を賜

りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(荒木泰臣副広域連合長 着席)

○

日程第19 一般質問

○原亨 議長

次に、日程第19、「一般質問」を行います。

お手元に配付しております「一般質問通告書」のとおり、近松恵美子議員から一般質問の通告がっておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は一人10分以内、回数は3回まででありますので、御承知おき願います。

○

○近松恵美子 議員

議長。

○

○原亨 議長

近松恵美子議員。

○

(近松恵美子議員 登壇)

○近松恵美子 議員

こんにちは。玉名市の近松恵美子でございます。発言時間が10分ということで短うございますので、広域連合に物申すなど言われているようで、やや不満でございますけれども、まとめたいと思います。

まず、データヘルス計画についてでございますけれども、この計画では現在約75歳以上の方の90%の人が受診しているという状況にもかかわらず、健診を受ける意味があるということで毎年目標値を上げてきています。

玉名市としては、目標値に近づけるべく方向に健診受診を勧める形態の回数を増やしたり、健診期間を延長したり、また手続きに来た方へ健診を勧めたりの努力をしておりますが、なかなか受診率が上がらなくて、苦慮しているのが現在の状況でございます。

私としては、今の高齢者にとって大切なのは生きがいを持って暮らせる環境であり、健康はその結果としてついてくるものであり、数字に目くじらを立てることよりも、高齢者の置かれた環境を快適なものにしていくことのほうが大切ではないかと考えております。

このことにもっとエネルギーを使ったほうがよいと考えていますが、受診率の目標値を毎年上げて、令和5年には17%にした理由をお伺いいたします。

もう一つは、医療費分析についてでございます。これは予算化してありましたので、その主な内容と医療費分析の活用についてお伺いいたします。

(近松恵美子議員 着席)

○

○岩崎高児 事務局長

議長。

○原亨 議長

岩崎事務局長。

(岩崎高児事務局長 登壇)

○岩崎高児 事務局長

議員御質問のデータヘルス計画において、令和5年度の受診率を17%と設定した理由についてお答えいたします。

後期高齢者に対する健康診査は、生活習慣病の発症や重症化の予防及び心身機能の低下の予防を目的といたしまして、医療機関での受診が必要な人や保健指導を必要とする人を的確に抽出するために行っております。また、令和2年度から健康診査に「後期高齢者の質問票」が追加されたことによりまして、栄養や口腔、運動、社会参加等の状況から、多面的なフレイル状態の把握が可能となりました。

熊本県後期高齢者医療データヘルス計画では、被保険者の健康診査やレセプト等のデータから高齢者特有の健康課題や地域の特性等を把握し、医療関係者等からの意見を参考に、健康診査受診率をはじめとする各種保健事業の目標値を定め、事業実施、評価を行っております。

今後も、データヘルス計画をもとに、高齢者の特性に合わせ、きめ細かな保健事業を行いますとともに、地域の関係者との連携により多面的なフレイル対策を行うことで医療費適正化に努めてまいります。

続きまして、御質問の2点目、医療費の分析についての「主な内容」と「過去の医療費分析はどのように活用しているのか」についてお答えいたします。

令和3年度に2つの分析を行っております。

1つ目は、本広域連合において、入院と外来を合わせた全体の医療費は、平成30年度以降、骨折が1位を占めるようになってきており、予防対策が必要であることから、令和3年度に医科分析を実施いたしました。

主な内容といたしまして、令和2年度の高齢者健診の受診者3万9,302人及び過去5年間に骨折履歴のある人を抽出し、健診及び医療データをもとに健康状態と骨折率、また、「高齢者の質問票」の項目である栄養・口腔機能や運動・転倒、認知機能、社会参加等と骨折率との関係を分析したところ、貧血の人、女性、痩せぎみの人の骨折率が高い傾向にあるという結果になっております。

また、この医療費分析の活用につきましては、当広域連合においては、令和4年度に高齢者の骨折予防のため、低栄養状態を改善し貧血の予防や治療が必要であることを県医師会と連携し、医療機関へ啓発を行ったところでございます。さらには、運動機能の改善やコミュニティを醸成することなど、市町村と連携して、骨折予防施策を展開し、健康寿命の延伸を目指してまいります。

2つ目に、同じく令和3年度に高齢者歯科健診の受診率向上を目的に熊本県歯科医師会

に委託し、歯科健診と医科健診を受診した2,097人と、同数の歯科未受診かつ医科健診受診者を対象に歯科分析を行いました。

主な内容といたしまして、健診やレセプトデータ、国保データベースをもとに歯科健診結果と介護給付費との関係性など、歯科健診結果と全身疾患の状況の関連性を分析いたしました。分析結果から、口腔状態が良好な人が全身状態も良好で、医療費や介護給付費も低いこと、歯の数や噛み合わせは、高額な医療費が必要となる認知症や骨折に影響していることが明らかとなりました。

高齢者歯科健診の受診により、治療のみならず、保健指導等の早期介入につなげられることから、口腔状態を起点とした健康寿命の延伸にも寄与できるものと考えております。

また、この歯科分析の活用につきましては、健診結果を被保険者にわかりやすく紹介し、歯科疾患やオーラルフレイルの予防、そのスクリーニングとして高齢者歯科口腔健診の重要性を広く周知するためのポスターを作成し、歯科医院に掲示するなど、県歯科医師会と連携しながら受診率向上を図っているところでございます。

さらに、令和5年度にも医療費分析を予定しております。その主な内容といたしまして、令和3年度に実施した医療費分析を継続的に行い、経年的にデータを追っていくことで県内における圏域ごとの特性や課題をさらに明らかにし、効果的なフレイル予防事業へつなげるものとしております。これらの内容については、次期データヘルス計画の基礎データとして活用していきたいと考えております。

(岩崎高児事務局長 着席)

_____ ○ _____

○近松恵美子 議員

議長。

_____ ○ _____

○原亨 議長

近松恵美子議員。

_____ ○ _____

(近松恵美子議員 登壇)

○近松恵美子 議員

医療費分析につきましては、骨折が非常に多いということで、その件について医療機関とも連携を取ってということなんですけれども、当然市町村にも情報をくださって、共に考えていくということだったですね。はい。

しかし、地域をみまして、骨折は非常に超高齢者に多いのではないかと感じているんですけれども、どういう年齢層に多いのか、そしてまた自宅での骨折、それから施設での骨折、どちらが多いのか、その辺について再質問したいと思います。よろしくお願いします。

(近松恵美子議員 着席)

_____ ○ _____

○岩崎高児 事務局長

議長。

〇 _____
○ _____
○ _____
○原亨 議長

岩崎事務局長。

〇 _____
○ _____
(岩崎高児事務局長 登壇)

○岩崎高児 事務局長

まず最初に、骨折は自宅と施設ではどちらが多く発生しているのかという御質問にお答えいたします。

一般的には自宅での骨折が多いと言われておりまして、骨折の原因につながる転倒の7割が自宅におけるものと報告されております。

次に、骨折がどの年代に多いのか、年齢層に多いのかという御質問についてお答えいたします。

令和3年度に実施いたしました医療費分析によりますと、75歳以上の分析対象者4万1,302人のうち、70代の骨折率は13.6%でありましたけれども、年齢を重ねるごとに骨折率は増加いたしまして、100歳以上では58.3%となっております。このように、加齢による骨折リスクは増加することがわかっております。また、寝たきりになりますと、嚥下性肺炎など、ほかの疾病を引き起こしやすくなるため、医療費も増加するものと思われまます。医療費が増加するとともに、併せて介護給付費が高くなることも見込まれるため、社会保障費全体を増加させることにつながるものと考えております。

(岩崎高児事務局長 着席)

〇 _____
○ _____
○近松恵美子 議員

議長。

〇 _____
○ _____
○原亨 議長

近松恵美子議員。

最後の登壇となります。

〇 _____
(近松恵美子議員 登壇)

○近松恵美子 議員

いろいろ工夫して全力を挙げてこの事業を進めておられることがわかりましたけれども、一番大事なことはやはり医療費を下げるということが最大の目的で、この保健事業がされているのではないかと思います。本当に国保もそうですし、後期高齢者もそうですけれども、私たちの生活費のかなりの部分を保険料に払わないといけないというのが今の実態で、これが2040年になったときどうなるのかと、私たちは暮らしていけるのかということが本当に大きなテーマになっているのではないかと思います。

それに対して健診に重点を置いてということなんですけれども、私、以前から申し上げましたけれども、昭和58年に老人保健法が施行されて以来、やがて40年近くになるん

ですけれども、38年ですかね、前に、病気は早期発見・早期治療したら医療費は下がると、そういうふうな国の考えで健診に行政は非常に力を入れてきたわけでございますけれども、その間、どんどんどんどん医療費は伸びていくと、40年間、38年間、健診主体の保健事業では医療費抑制効果はなかったわけなんですよね。このことに対して、やはりこのやり方だけでは駄目だということをもう少し考えていただきたいなということを前回は申し上げたわけでございます。

私、以前、熊本市の（ヒサミツ）先生というお医者さんから非常に衝撃的なことを聞きました。世の中を活性化させるためには2つの方法があると。1つは、欲望を募らせることであると。消費行動にいきますね。もう1つは、不安をあおることであると。私が保健師で健診業務をしていましたから言われたんですけど、あなた方のしていることは不安をあおって、いわゆる消費、医療費を増やす、そのことをしているんですよと言われたことが非常に衝撃的な思いであります。健診中心の保健事業というのは諸刃の剣ということで、医療依存度をどんどん上げていくという、その結果が今の世の中ではないかなと私は捉えております。

そしてまた、健診の限界というのがありまして、今、この健診で、不眠がわかるわけではないです。膝が痛くて困っているのがわかるわけではないです。一人暮らしの苦悩がわかるわけではないです。そのように健診は限界があるので、医療データとか、健診結果とか、それだけで世の中の高齢者の問題を見ていくということは非常に限界があるんだということを考えながら事業を進めていただきたいというのが私の考えでございます。

先ほどの骨折が多いから骨折対策に力を入れていくんだというお話もありましたけれども、西洋医学だけの考えでは、貧血が多いとか、痩せているから骨折が多いという、そのような見解でございましたけれども、また別の考え方では、例えば骨は気骨があるとか、あの人は骨がある人だと言われるように、骨というのは気力に結びついていることでございます。ですから、100歳以上の方の半分以上の方が骨折だということは、精も根も尽き果てて、骨が折れてしまったのだろうなという考えもあります。

このような状況から、どうやって医療費を下げていくかということを考えるときに、私としては、やはり皆さんが生きがいを持って生きる社会をつくっていくということが、結果的に元気になるという社会になるのではないかと考えております。命が惜しくて、そして病気が怖くて、そのことばかりを考えている人生ではなくて、体のことも忘れるぐらい、わくわくした社会をつくっていくと。そのためには定年後の人生をどうしていくか、そのことを考えられるような、もう一つの人生をつくれるような、そういうふうなやはり仕組みづくり、教育をしていくことが一番今の日本にとって大事ではないかと私としては考えているところでございます。

市としてもそのような方向に向かいたいと思っておりますけれども、何分にも情報が十分足りません。滋賀では元滋賀県知事の國松先生が中心となって「100歳大学」をずっと各地に広げておりまして、どういう心構えで生きていくのかという、第二の人生、第三の人生に向かうための教育を、システムをつくっておられます。それを熊本にも宣伝をしていただきたいと思っておりますけれども、そのプログラムをできる事業所、人材がどこにいる

のかというのが市でわからないところでございます。ですから、ぜひ広域として、人々が元気になる講座をしてくださるような、そういう人材を紹介していただいたり、またそういう講座をしていただいたり、そういう面で市町村の高齢者の元気づくりをバックアップしていただきたいなというのが私の願いでございます。

不安をあおるだけではなく、今日の熊日の新聞にもありましたね。102歳の方が本を書いたんですかね。102歳の方の人生の本が紹介されていましたが、テレビにも出られましたけれども、お元気で暮らしておられます。そしてまた、今日見たときに、91歳の方が交通指導の特別指導員の資格を取ったと、そのことで高速とか危険な所でも仕事をしていけると、そういう情報も新聞に載っておりました。そのように幾つになっても可能性はあるんだと、そういうことを市民にもっともっと知らせていただくような事業にも力を入れていただきたいと。病気が怖くて、認知症が怖くて、脳トレに行っていると、そういう人が多いんですけれども、そういうふうに分に向かうのではなくて、もっと社会貢献できるような、そういうシステムをつくるために市町村をバックアップするような広域連合であってほしいと私は願っておりますので、何かそれについてお考えがありましたらお伺いして、おしまいにしたいと思います。

ありがとうございました。

(近松恵美子議員 着席)

_____ ○ _____

○岩崎高児 事務局長
議長。

_____ ○ _____

○原亨 議長
岩崎事務局長。

_____ ○ _____

(岩崎高児事務局長 登壇)

○岩崎高児 事務局長

ただいま、議員から「100歳大学」についてのお話がありました。「100歳大学」のカリキュラムに類似した取り組みといたしまして、当広域連合においては、フレイル予防の啓発活動や運動・栄養・口腔等のフレイル予防の健康教育など、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の中で、県下市町村に委託する形で実施しております。

今後、こうした一体的事業などを通じまして、広域連合といたしましては、市町村及び関係団体と連携いたしまして、健康教育を中心に実施していきたいと考えています。

(岩崎高児事務局長 着席)

_____ ○ _____

○原亨 議長

以上で、一般質問は終了いたしました。

お諮りをいたします。本定例会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を議

長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原亨 議長

御異議なしと認めます。

よって、本会議において議決された案件の整理については、これを本職に一任することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、令和5年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。
御協力ありがとうございました。

午後3時08分閉会

~~~~~



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長 原 亨

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員 高岡 利治

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員 竹崎 一成